

○総務省訓令第23号

総務省政策評価基本計画を次のように定める。

平成16年3月31日

総務大臣 麻生 太郎

総務省政策評価基本計画

目次

- 第1章 総則
- 第2章 政策評価の実施に関する方針
 - 第1節 政策評価の実施に関する基本的な考え方
 - 第2節 政策評価の方式等
- 第3章 政策評価等の観点に関する事項
- 第4章 政策等の効果の把握に関する事項
- 第5章 事前評価の実施に関する事項
 - 第1節 基本的考え方
 - 第2節 事前評価において使用する評価方式の基本的な適用の考え方その他事前評価の取組方針
- 第6章 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策等その他事後評価の実施等に関する事項
 - 第1節 基本的考え方
 - 第2節 事後評価等において使用する評価方式の基本的な適用の考え方その他事後評価等の取組方針
- 第7章 総合評価方式による評価の実施に関する事項
 - 第1節 基本的考え方
 - 第2節 評価の実施
- 第8章 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 第9章 政策評価等の結果の政策等への反映に関する事項
 - 第1節 基本的考え方
 - 第2節 評価方式別の具体的な仕組み等
- 第10章 政策評価等に関する情報の公表に関する事項
 - 第1節 基本的考え方
 - 第2節 具体的方法
- 第11章 政策評価等の実施体制に関する事項
 - 第1節 実施体制
 - 第2節 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備
 - 第3節 地方公共団体との連携・協力
- 第12章 その他政策評価等の実施に関し必要な事項

第1章 総則

1 目的

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第6条及び「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。平成17年12月16日改定。以下「基本方針」という。）に基づき、政策評価を総務省（公害等調整委員会を除く。以下同じ。）の政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、その計画的かつ適切な実施を図ることを目的とする。

2 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、平成17年度から平成19年度までの3年間とする。

第2章 政策評価の実施に関する方針

第1節 政策評価の実施に関する基本的な考え方

1 総務省は、次に掲げるような広範な行政分野をその任務としているところであり、広範な行政分野を所管するメリットを生かし、これらの任務を効果的かつ効率的に遂行するため、結束して果敢に挑戦していくことが重要である。

- ① 行政改革の推進
- ② 分権型社会への着実な移行
- ③ 電子政府・電子自治体の推進
- ④ 「u-Japan 政策」の推進
- ⑤ 郵政事業改革の推進
- ⑥ 国民の安心・安全の確保

2 総務省の政策について政策評価を実施することにより、

- ① 政策の質及び行政の政策形成能力の向上並びに職員の意識改革の進展
- ② 国民本位の効率的で質の高い行政及び国民的視点に立った成果重視の行政の実現
- ③ 政策評価に関する一連の情報の公表に伴い国民に対する行政の説明責任の徹底が図られることによる、政策及びそれに基づく活動についての透明性の確保並びに行政に対する国民の信頼の向上を図るものとする。

3 総務省の担う広範な行政分野において、政策評価を実施することにより前項に記載する効果を上げるには、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保することが必要である。

このため、総務省の主要な政策について第1項に記載する行政分野ごとに整理し、当該政策とその目標の下にどのような施策があり、その施策を実施するためにどのような手段を用いるのかという、政策及びその目標、施策並びにその実施手段との関係をあらかじめ明らかにした上で、政策評価を実施することとする。

特に、施政方針演説等で示された政策は、内閣として重点的な推進を国民に約束したものであり、数値目標を掲げたものは、その達成状況が分かるようにするなど、政策体系を整備した上で政策評価を適時的確に実施することが必要である。

また、政策が、複数行政機関に関係する政策と関連する場合は、当該複数行政機関に関係する政策との関係をあらかじめ明らかにするよう努めるものとする。

なお、国民的視点に立った成果重視の行政を実現するためには、政策の目標は当該政策が実現を目指す成果・アウトカム（政策の実施により結果として国民にどのような便益がもたらされたか）であることが重要である。

第2節 政策評価の方式等

1 総務省の評価方式

政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて「実績評価方式」、「事業評価方式」及び「総合評価方式」により行うこととする。

2 実績評価方式

実績評価方式は、評価対象政策の目標をあらかじめ明示し、これに対する実績を

定期的・継続的に測定・評価する方式であることから、総務省の主要な政策をその対象とし、計画期間内において毎年度評価を実施し、国民に対して総務省の主要な政策の動向を分かりやすく示すとともに、当該政策の方向性等について検証し、政策、施策及び施策の実施手段の見直し等に活用する。

3 事業評価方式

事業評価方式は、事業を対象としてあらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し評価する方式であることから、施策の実施手段についての企画立案や個別の事業の実施に当たっての判断や、一定期間経過した施策の実施手段の有効性の検証及びその見直し等に活用する。

4 総合評価方式

総合評価方式は、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、様々な角度から掘り下げて分析し評価する方式であることから、制度の見直しに当たり又は実績評価方式による評価の結果を受けて掘り下げた分析が必要と認められる政策について実施し、実績評価方式及び事業評価方式による評価を補完し、充実する評価方式として活用する。

5 施策の進捗状況の管理及び実施状況の検証

各部局等においては、上位政策の目標を達成するため主要な施策に係る業務目標をあらかじめ定めて施策の進捗状況の管理を行うとともに、毎年度その実施状況を検証（以下「施策の実施状況の検証」という。）するものとする。その検証結果は当該施策及びその実施手段の改善等に活用するとともに、上位政策の実績評価方式による評価の資料として活用する。

第3章 政策評価等の観点に関する事項

総務省の政策評価（前章第2節第5項に規定する施策の実施状況の検証を含む。以下本章において同じ。）は、評価の対象とする政策、施策及び施策の実施手段（以下「政策等」という。）の特性に応じて以下の観点を選択、具体化し、当該政策等が総務省の任務遂行上有効か否かを確認しつつ、総合的に行うものとする。

政策評価の観点としては、法第3条第1項に明示されたものとして、

- ① 必要性：政策等の効果からみて、対象とする政策等に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策等を行政が担う必要があるか
- ② 効率性：投入された資源量に見合った結果が得られるか、又は実際に得られているか、他に効率的な方法がないか
- ③ 有効性：政策等の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか

がある。

上記のほか、

- ④ 公平性：行政目的に照らして政策等の効果や費用の負担が公平に分配されるものとなっているか、又は実際に分配されているか
- ⑤ 優先性：以上の観点からの評価を踏まえて当該政策等を他の政策等よりも優先すべきか

を政策等の特性に応じて選択して用いるものとする。

第4章 政策等の効果の把握に関する事項

1 政策等の効果の把握の方法

政策等の効果の把握に当たっては、対象とする政策等の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策等の効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。

その際、できる限り政策等の効果を定量的に把握することができる手法を用いるものとし、これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結び付かない場合においては、政策等の効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。この場合においても、できる限り客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るものとする。

2 政策等の効果の把握に当たっての留意点

政策等の所管部局等は、当該政策に基づく活動の実施過程等を通じて政策等の効果の把握に必要な情報が効果的・効率的に入手できるよう、また、情報収集等により相手方に過大な負担をかけることがないよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するものとする。

第5章 事前評価の実施に関する事項

第1節 基本的考え方

- 1 事前評価は施策の実施手段の企画立案又は案件採択等に当たり、当該政策等に基づく活動により得られると見込まれる政策等の効果を基礎としての確かな政策等の採択や実施の可否を検討し、又は複数の代替案の中から適切な政策等を選択する上で有用な情報を提供する見地から行うものとする。
- 2 事前評価については、政策等の効果が発現した段階において事後評価等によりその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくものとする。
- 3 研究開発を対象とする事前評価は、法、基本方針及びこの計画で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）の研究開発課題の評価に関する部分等を踏まえて行うものとする。

第2節 事前評価において使用する評価方式の基本的な適用の考え方その他事前評価の取組方針

- 1 基準とする評価方式
基準とする評価方式は、事業評価方式とする。
- 2 事前評価の対象政策等
 - (1) 事前評価の対象政策等は、以下のいずれかに該当するものとする。
 - ① 新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち相当程度の社会的影響等があると認められる事業
 - ② 既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等があると認められる公共事業又は研究開発課題（以下この項において「事業等」という。）
 - ③ 新たな規制を伴う政策等
 - (2) 上記（1）②に規定する評価対象事業等の単位は、箇所付け、案件採択等を行う事業等の単位を基本とする（当該事業等の単位において既に上記（1）①に規定する事前評価を実施したものを除く。）。
- 3 評価実施主体
事前評価の実施主体は、当該政策等の所管部局等とする。なお、評価の実施に当

たっては、当該評価対象政策等について専門的知識を有する学識経験者や実践的知識を有する者等第三者（以下「学識経験者等」という。）の知見の活用を図ることとする。

4 事前評価の観点及び方法等

- (1) 事前評価は、第3章及び第4章に定めるところに沿って、当該政策等の必要性、効率性、有効性その他当該政策等の特性に応じた観点から、今後の課題及び取組方針等の検討と併せて行うものとする。
- (2) 事前評価の手続、評価書及びその要旨の様式は、大臣官房政策評価広報課長が別に定めるところによる。

第6章 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策等その他事後評価の実施等に関する事項

第1節 基本的考え方

- 1 事後評価は、総務省の主要な政策についてその状況を国民に明らかにするとともに、政策等の決定後において、政策等の効果を把握し、これを基礎として、政策等の見直し・改善や新たな政策等の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。
- 2 研究開発を対象とする事後評価は、法、基本方針及びこの計画で定めるところによるほか、大綱的指針の研究開発施策・課題の評価に関する部分等を踏まえて行うものとする。

第2節 事後評価等において使用する評価方式の基本的な適用の考え方その他事後評価等の取組方針

- 1 基準とする評価方式
基準とする評価方式は、実績評価方式及び事業評価方式とする。
- 2 事後評価の対象政策等
 - (1) 計画期間内において実績評価方式による評価の対象とする政策は、以下に掲げる政策とする。
 - ア 行政改革の推進
 - ① 社会経済情勢の変化等に対応した行政改革の推進・行政管理の実施等
 - ② 地方行革の推進
 - ③ 政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底
 - ④ 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進による行政制度・運営の改善
 - ⑤ 行政の透明性の向上と信頼性の確保
 - ⑥ 国家公務員の適正な人事管理の推進
 - イ 分権型社会への着実な移行
 - ① 分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等
 - ② 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進
 - ③ 地方財源の確保及び地方財政健全化
 - ④ 分権型社会を担う地方税制度の構築
 - ⑤ 活力、個性、魅力にあふれる地域づくり
 - ウ 電子政府・電子自治体の推進
利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた

電子政府・電子自治体の推進

エ 「u-Japan 政策」の推進

- ① 電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供
- ② 高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現
- ③ 社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進
- ④ 世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進
- ⑤ ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化の推進
- ⑥ グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献

オ 郵政事業改革の推進

- ① 郵政事業の適正かつ確実な実施の確保による国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展
- ② 国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上
- ③ 信書の送達の事業への民間参入制度の実施による利用者の利便の向上及び郵便における競争の促進によるサービスの多様化

カ 国民の安心・安全の確保

- ① 火災・災害等による被害の軽減
- ② 国民保護体制の整備
- ③ 救命率の向上
- ④ 社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供
- ⑤ 受給者の生活を支える恩給行政の推進

(2) 計画期間内において事業評価方式による評価の対象とする政策等は、次のいずれかに該当する政策等で法第7条に規定する実施計画(以下「実施計画」という。)で定めた政策等とする。

- ① 一定期間継続している事業であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業
- ② 一定期間継続している研究開発制度
- ③ 上記①及び②のほか事前評価を実施した公共事業又は研究開発課題であって、事前評価手法の充実等のために事後の検証が必要と認められるもの

(3) 法第7条第2項第2号に規定する政策については、実施計画に上記(1)及び(2)とは別に規定し、当該政策の特性に応じた評価方式により評価を実施するものとする。

3 評価の実施主体

(1) 実績評価方式による評価の実施主体は、当該政策等の所管部局等とし、必要に応じ大臣官房政策評価広報課は、政策等の所管部局等間の調整等を行うものとする。

(2) 事業評価方式による評価の実施主体は、当該政策等の所管部局等とする。

4 事後評価の観点及び方法

(1) 実績評価方式

① 評価の観点・方法

実績評価方式による評価は、第3章及び第4章に定めるところに沿って、評価対象政策等の目標、目標の達成状況、進捗状況の把握・分析及び本節第5項に規定する施策の実施状況の結果を活用して行うものとする。

なお、目標の達成度を評価するに当たって、指標のみによって測定すること

が困難であると認められる政策については、参考となる指標を用いて当該政策の現状や課題等を明らかにし、定性的な評価手法も交えて適切な評価を行うものとする。

② 目標の設定等

本節第2項(1)に規定する政策については、毎年度当初、当該政策に係る主要な施策及びその実施手段を明らかにし、当該政策の目標及びその達成度合いを測る指標(上記①なお書きに該当する政策にあつては参考となる指標)を意見募集を行った上であらかじめ設定するものとする。

達成目標等の設定に当たって前提とした事情が大きく変化したこと等によりこれらを変更せずに評価することが不適当となると認められる場合(達成目標等の設定後に実施された前年度の実績評価の結果を踏まえて、当該目標等の変更が必要と認められる場合を含む。)にあつては、これらの見直しを行い、その結果を公表するものとする。

③ 評価の実施

本節第2項(1)に規定する主要な政策については、毎年度実績評価方式による評価を実施する。

(2) 事業評価方式

事業評価方式による評価は、第3章及び第4章に定めるところによるほか、あらかじめ期待した政策等の効果が達成されたか、政策等の実施により費用に見合った政策効果が得られたかの観点に沿って、今後の課題及び取組方針等を明らかにするものとする。

5 施策の進捗状況の管理及び実施状況の検証

(1) 各部局等においては所管する施策を実施し、当該施策に係る上位政策の目標を達成するため、主要な施策に係る業務目標をあらかじめ定めて進捗状況の管理を行う。

当該施策の所管部局等は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める「施策実施状況調書」の作成を通じて当該施策について実施状況を検証し、当該検証結果を関係する政策の実績評価の結果と併せて公表するものとする。

(2) 施策の実施状況の検証の対象施策及び業務目標の設定

本章第4節(1)②に基づき実績評価対象政策に係る目標設定を行う際に施策の実施状況の検証の対象とする施策及び当該施策に係る業務目標及びその達成度合いを測る指標を設定するものとする。

(3) 施策実施状況調書の作成の観点・方法

施策実施状況調書の作成は、施策の進捗状況の管理等の業務管理を主たる目的とするものであり、各部局等は業務目標の達成状況や上位政策の目標に対する貢献の状況等を把握・分析することにより施策の実施状況の検証を行い実務上の課題等を明らかにするものとする。

6 実施計画

実施計画は、各年度における事後評価の対象とする政策等(第7章に規定する総合評価方式による評価を行う政策を含む。)及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法並びに前項に規定する施策の実施状況の検証の対象施策とその実施に関し必要な事項について定めるものとし、当該評価等を実施する年度当初に策定する。

第7章 総合評価方式による評価の実施に関する事項

第1節 基本的考え方

総務省における総合評価方式による評価は、制度の見直しに当たり又は実績評

価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析、評価することが必要と認められる政策を対象に実施し、実績評価方式及び事業評価方式を中心とした総務省の政策評価を補完し、充実するものである。

第2節 評価の実施

1 評価の実施主体

総合評価方式による評価の実施主体は、大臣官房政策評価広報課又は政策の所管部局等とする。

2 評価の観点・方法等

- (1) 総合評価方式による評価は、第3章及び第4章に定めるところに沿って、政策の効果の発現状況の様々な角度からの掘り下げ、実績評価方式及び事業評価方式による評価を補完、充実するものとして、当該政策に係る問題点の把握及びその原因の分析等により行うものとする。
- (2) 大臣官房政策評価広報課は、関係部局等と協議の上、評価対象政策を選定し、実施計画に対象政策、評価の実施主体及び評価の手続を定めるものとする。

第8章 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

総務省は、第2章第1節第1項のとおり幅広い任務を担っており、政策の決定に当たって、広範な層・分野から意見を求めることの意義は大きい。

政策評価は、政策のマネジメント・サイクルにおいて、特に、広範な視点から可能な限り客観的なものとして実施されることを確保することにより次の政策に活かされ、政策の質を高めるとの観点から、省外の学識経験者、実践的知識を有する者等の協力を得ることが重要である。

具体的には、政策評価による政策のマネジメント・サイクルのあり方、実績評価方式による対象政策の目標等の設定、政策評価結果等様々な段階において学識経験者等からの意見を聴取するなど積極的にその知見を活用するものとし、その方法等については大臣官房長が別に定めるものとする。

第9章 政策評価等の結果の政策等への反映に関する事項

第1節 基本的考え方

政策等の所管部局等及び当該政策等の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価等の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策等に適切に反映するものとする。

第2節 評価方式別の具体的な仕組み等

1 実績評価方式及び事業評価方式等

(1) 大臣官房各課への情報提供

政策等の所管部局等は、当該政策等の査定を担当する大臣官房各課が政策評価結果を企画立案作業に活用できるよう、評価結果を速やかに関係する大臣官房各課に提出するとともに施策実施状況調書等の評価過程における情報を必要に応じて提供するものとする。

(2) 大臣官房政策評価広報課への反映状況の報告

政策等の所管部局等は、実績評価又は事業評価方式による評価を実施した政策等について、概算要求等に反映した状況を8月末を目途に大臣官房政策評価広報

課に報告するものとする。

(3) 反映状況の公表

大臣官房政策評価広報課は、上記(2)により報告を受けた内容を速やかに取りまとめ、評価結果の反映状況を国民に分かりやすい形で公表するものとする。

2 総合評価方式

大臣官房政策評価広報課は、総合評価方式による評価の実施から一定期間が経過した後、総合評価方式による評価の結果の予算等の政策への反映状況を、当該政策関係部局等、大臣官房関係各課等と協議した上で、取りまとめ、国民に分かりやすい形で公表するものとする。

第10章 政策評価等に関する情報の公表に関する事項

第1節 基本的考え方

- 1 評価書においては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、法第10条第1項各号に掲げられている事項について可能な限り具体的に記載するものとする。なお、評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにするものとする。評価書の要旨においては、評価書の内容を簡潔に記述することにより評価の結果を分かりやすく示すものとする。
- 2 法第11条に基づく政策評価の結果の政策への反映状況（以下「政策への反映状況」という。）の公表は、政策評価の結果及び当該結果に基づく措置状況（内容、時期、今後の予定等）をできる限り具体的に記載したものにより行うものとする。
- 3 法第10条に基づく評価書及びその要旨等の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の考え方に基づき適切に対応するものとする。

第2節 具体的方法

- 1 大臣官房政策評価広報課は、毎年度当初に、当該年度における実施計画を公表するものとする。
- 2 大臣官房政策評価広報課は、評価書を作成後速やかに、総務大臣（行政評価局）に送付するとともに、要旨と併せて公表するものとする。
- 3 大臣官房政策評価広報課は、評価の実施後、第9章第2節第1項（2）及び第2項に規定する政策等への反映状況を取りまとめたときは、速やかに総務大臣（行政評価局）に通知するとともに、これを公表するものとする。
- 4 政策評価結果等の公表は、総務省ホームページへの掲載、大臣官房政策評価広報課での配布、記者発表等国民が容易に入手できる方法で行うものとする。

第11章 政策評価等の実施体制に関する事項

第1節 実施体制

1 基本的考え方

政策評価等の客観的かつ厳格な実施を確保するため、大臣官房政策評価広報課と政策等の所管部局等との適切な役割分担の下で、組織として一体的な政策評価への取組を可能とする体制を以下のとおり整備するものとする。

また、この体制を効果的・効率的に機能させていくため、大臣官房政策評価広報

課及び政策等の所管部局等は評価能力の向上に積極的に取り組むものとする。

2 実施体制及び大臣官房政策評価広報課の果たす役割

(1) 政策等の所管部局等と大臣官房政策評価広報課の役割

- ① 実績評価方式による評価及び施策の実施状況の検証については、政策等の所管部局等が行うものとし、必要に応じ大臣官房政策評価広報課は、政策等の所管部局等間の調整等を行うものとする。
- ② 事業評価方式による評価については、政策等の所管部局等が行うものとする。
- ③ 総合評価方式による評価については、大臣官房政策評価広報課又は政策の所管部局等が行うものとする。
- ④ 大臣官房政策評価広報課は、上記①のほか、基本計画、実施計画の策定、省全体の評価状況の取りまとめ及び公表等政策評価並びに施策の実施状況の検証の総括を行うとともに、政策等の所管部局における政策評価等への取組を支援及び指導・助言するものとする。

また、大臣官房政策評価広報課は、評価の対象政策等及びその目標、評価書等を取りまとめ、公表するに当たり、この計画及び実施計画に定めるところに沿って評価等が行われているかを検証し、他の政策等との整合性はとれているか、利用可能な評価手法が適切に利用されているか、分析のための指標・数値等が適切か、客観性は担保されているか、国民に分かりやすいものとなっているかに重点をおいて各部局から提出を受けた資料等を審査するものとする。

(2) 法第15条の規定による資料の提出の要求及び調査等への対応

法第15条の規定による資料の提出の要求及び調査等の求めを受けた場合には、大臣官房政策評価広報課及び関係部局等は協議を行い、これに対応するものとする。

(3) 総務省政策評価省内委員会

① 設置

総務省に、総務省政策評価省内委員会（以下「省内委員会」という。）を置く。

② 審議内容及び機能

省内委員会は、実施計画、政策等の効果に着目した達成すべき目標、政策評価結果等に関し、学識経験者等による助言を踏まえ、省内における調整、意見の集約及びこれらの案の決定を行う。

③ 構成

大臣官房長、大臣官房総括審議官、大臣官房政策評価審議官、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房企画課長、大臣官房政策評価広報課長並びに各局部及び消防庁の主管課長

④ 主催者

省内委員会は、大臣官房長が主催する。

⑤ 庶務

省内委員会の庶務は、大臣官房政策評価広報課において処理する。

⑥ その他

この訓令に定めるもののほか、省内委員会の運営に関し必要な事項は、大臣官房長が別に定める。

(4) 総務省政策評価調整小委員会

① 設置

省内委員会に、総務省政策評価調整小委員会（以下「調整小委員会」という。）を置く。

② 審議内容及び機能

調整小委員会は、実施計画、政策効果等に着目した達成すべき目標、政策評

価結果等について、学識経験者等による助言を求めるに当たり、省内における事前検討及び調整を行う。

③ 構成

大臣官房長、大臣官房総括審議官、大臣官房政策評価審議官、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房企画課長及び大臣官房政策評価広報課長

④ 主催

調整小委員会は、大臣官房長が主催する。

⑤ 庶務

調整小委員会の庶務は、大臣官房政策評価広報課において処理する。

⑥ その他

この訓令に定めるもののほか、調整小委員会の運営に関し必要な事項については、大臣官房長が別に定める。

第2節 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価等に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図るものとする。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用するものとする。

第3節 地方公共団体との連携・協力

政策評価の実施に当たっては、国と地方公共団体は、適切な役割分担の下で相互に協力する関係に立って共に行政活動を行い、それぞれ自らの行政活動の効果を把握し評価を行うものであることを踏まえ、評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に関し必要な情報や意見の交換を行い、地方公共団体との適切な連携・協力を図るものとする。

第12章 その他政策評価等の実施に関し必要な事項

- 1 毎年度の評価書等の提出時期等、この計画に定める事務の実施に必要な事項は、大臣官房政策評価広報課長が、別に定めるものとする。
- 2 この計画については、法附則第2条に規定する措置が講じられる等の法又は基本方針の見直し、総務省政策評価基本計画（平成14年総務省訓令第41号）の計画期間終了時における政策評価の実施状況、政策等の効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要に応じ所要の見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度において実施する評価については、なお従前の例による。

附 則（平成17年総務省訓令第11号）

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度に行う実績評価方式による評価及び施策の実施状況の検証については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度に行う実績評価方式による評価及び施策の実施状況の検証については、改正後の第2章第1節第1項及び第6章第2節第2項（1）の規定にかかわらず、なお従前の例による。